

宮古・下閉伊地域「森・川・海」保全・創造協議会設置要領

(名称)

第1 本会は、宮古・下閉伊地域「森・川・海」保全・創造協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2 協議会は、宮古・下閉伊地域の財産である豊かな森と世界有数の漁場である三陸の海及びそれらをつなぐ水量豊かな清流が存する川を取り巻く環境の現状を把握するとともに、森・川・海の保全及び創造について、地域住民、事業者、民間団体、国、県及び市町村が連携を図りながら総合的に協議・推進することを目的とする。

(所掌)

第3 協議会は、第2の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議・実施する。

- (1) 森・川・海の保全及び創造を図るための計画及び施策の推進に関すること。
- (2) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第4 協議会は、別表に掲げる団体・組織の長に推薦された者、公募による者及び学識経験者のうちから沿岸広域振興局長が委嘱する者（以下「委員」という。）で構成する。

- 2 別表に掲げる団体は、必要に応じて追加、変更することができる。
- 3 委員のうち、公募による者は、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村のいずれかに住所を有する者とし、公募の方法は、別に定める。
- 4 委員のうち、学識経験者は、学術・技術上の研究や特定の業務に深い知識又は経験を有する者とする。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じたこと等により委嘱された補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- 2 会長は委員の互選とする。
- 3 副会長は委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(役員任期)

第8 役員任期は、委員任期内とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じたこと等により就任した補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した場合、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(会議)

第9 協議会は、会長が招集し、主宰する。

2 委員(公募による者及び学識経験者を除く。)がやむを得ない理由により出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

3 協議会には委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第10 協議会に、必要に応じてワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第11 協議会の庶務は、沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センターにおいて処理する。

(補則)

第12 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成16年5月11日から施行する。

2 この要領の施行時においては、「宮古・下閉伊地域の山・川・海を考える懇談会」の公募の委員であった者を第4第1項の公募による委員とみなす。

3 平成16年度中に委嘱された委員の任期は、第5の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年1月14日から施行する。

2 平成19年度中に委嘱された委員の任期は、第5の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度中に委嘱された委員の任期は、第 5 の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

No.	団 体 ・ 組 織
1	新岩手農業協同組合
2	宮古地方森林組合
3	岩泉町森林組合
4	田野畑村森林組合
5	三陸やまだ漁業協同組合
6	重茂漁業協同組合
7	小本川漁業協同組合
8	閉伊川漁業協同組合
9	社団法人岩手県建設業協会宮古支部
10	社団法人岩手県建設業協会岩泉支部
11	日本野鳥の会宮古支部
12	チョウセンアカシジミの会
13	宮古市地域婦人団体協議会
14	特定非営利活動法人いわてマリフィールド
15	さんりく ESD 閉伊川大学校
16	宮古市
17	山田町
18	岩泉町
19	田野畑村
20	三陸北部森林管理署
21	宮古海上保安署
22	沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター